

(公印省略)

別政推第4-0001号

平成27年4月1日

各部長  
議会事務局長  
教育次長  
消防長  
選挙管理委員会事務局長  
監査事務局長  
農業委員会事務局長  
会計課長

殿

企 画 部 長

#### 平成27年度予算の執行方針について

政府は人口の急減・超高齢化という経験したことのない課題に対応するため、国の「総合戦略」を決定するとともに、地方創生に向け、地方財政計画に地方公共団体の自主的・主体的な取り組みを促す、「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設しました。

人口の自然減に加え、転出超過（社会減）が進む本市においても、人口減少対策は急務の課題となっており、移住・定住対策や少子化対策、子育て支援策等の直接的な対策に加え、本市の地域特性を活かし、新たな付加価値を生み出す起業支援や雇用の創出、所得の向上といった地域経済の好循環を生み出していく施策が必要であり、今後の本市の進むべき方向を、新年度に策定する総合戦略（後期基本計画）で示し、取り組むこととしています。

日本全体がすでに人口減少局面に入っているなか、人口減少に歯止めをかけ、地方を創生することは大きな困難が伴う課題ですが、危機感を持って市民全体が目指すべき別府の将来像を共有し、人口減少の負の影響を緩和するために総力をあげて取り組んでいかなければなりません。

平成27年度予算は骨格予算を編成しましたが、総合戦略（後期基本計画）の策定に先立ち、急速な人口減少・高齢化を見据え、5つの重点分野で芽だし事業を計上し、平成26年度3月補正予算と一体的に執行することとしています。

国と地方の長期債務残高は、平成26年度末にGDPの2倍を超える1千兆円に達し、極めて深刻な状況です。2020年度までに基礎的財政収支の黒字化を達成するために、国は夏までに財政健全化に向けた具体的な計画を策定することになっており、今後、地方財政や社会保障を含めた歳出の聖域のない見直しが進められます。

平成27年度の地方財政対策では、景気は回復基調にあるとされ、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算が見直され、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えが進められました。

しかしながら、地方に景気回復の実感が波及しているとは言えず、本市においても、社会保障関係費が増加する一方、市税は減少を続け、平成27年度予算も昨年度に続き財政調整基金などの主要基金を取り崩さなければ予算を編成できない厳しい状況であり、政策的経費などを肉付けする6月補正予算においても、財源の留保はなく基金の取崩しを余儀なくされています。

さらに、公共施設の老朽化に伴う更新・改修等の経費など、今後においても財政需要の増大は避けられません。財政を持続していくためには、これまでの行財政改革の取り組みだけでは対応は困難であり、思い切った改革・改善を進め支出の効率化に徹することはもとより、市税をはじめとした歳入確保に努め、基金の取崩しを抑制していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、予算執行にあたっては、本市財政の現状と課題を貴所属職員に周知徹底するとともに、個々の事務事業の目的と成果を明確にし、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、施策の目的が確実に達成されるよう下記事項に留意のうえ適切に対応するよう命により通知します。

記

## 1 予算の効果的かつ効率的執行について

- (1) 多額の収支不足が生じている現状や今後の財政需要を認識し、歳入の確保に努めるとともに、歳出予算の効率的な執行を図ること。
- (2) 事業の推進に当たっては、各部間の連携はもとより、市民をはじめNPO、民間団体などの地域資源を最大限活用し、より効果的な取り組みを進めること。
- (3) 人口減少の現状と将来の見通しを念頭に、総合戦略策定に係る基本方針を踏まえ、各施策の目標を定めて効果的な展開を図ること。

## 2 予算執行に係る事前協議の徹底

- (1) 予算執行時に事業計画の変更が生じた場合、補助金等の特定財源の変更に伴い新たな予算措置が必要となった場合又はその恐れがある場合は、事前に政策推進課と協議すること。起債対象事業の内容、事業費等が変更となる場合も同様とする。
- (2) 入札差金等により生じた予算の執行残額については、歳出予算の配当を減額するものとし、追加工事や他の事業等への流用は認めないこと。減額、留保等の予算執行残額に係る取扱いは政策推進課と協議すること。
- (3) 予算流用については、流用が必要となる事態が発生した時点で速やかに政策推進課と協議すること。予算を担保せずに実施した事後報告による予算流用は認めないので留意すること。
- (4) 国・県の補助事業について制度改正等により新たに一般財源化等の動きがある場合は、速やかに政策推進課と協議すること。

## 3 関連事業の連携と協働事業の推進

- (1) 実施事業の目的・効果を明確にし、所管を超えた関連事業の連携や統合等、経費の節減及び効果の増大に努めること。
- (2) 人口減少社会を迎え、地域の課題を解決していくためには市民やNPO法人等の活動を拡充することが特に重要であり、各分野における協働事業を積極的に検討し、その推進を図ること。

## 4 事務執行の適正化等

- (1) 予算の執行にあたっては「使いきり」といった概念を払拭するとともに、安易に前例踏襲することなく、常にコスト意識をもって、貴重な財源の有効活用

に努めること。

- (2) 年度途中の新たな財政需要については、補正のための財源確保が厳しい状況にあることから、事業内容や職員の事務量を十分に精査・検討の上、真に必要なものに厳選すること。
- (3) 施策や事業の推進に当たっては、その趣旨や内容、効果などについて、市民及び関係団体等とよく対話し、理解と協力を得られるように説明責任を十分に果たすこと。
- (4) 繰越明許費は、真にやむを得ない場合に限り計上する予算原則の例外であり、安易に繰越をすることのないよう計画的かつ早期に執行し、年度内の完成に努めること。
- (5) 予算執行にあたり、状況変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。また、年度末における事業実施や行事の開催、備品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。

## 予算執行に係る個別留意事項

### 1 全般的事項

- (1) 平成27年度は、第3次総合計画における前期基本計画の最終年度にあたることから、これまでの取り組みを検証し、課題を積み残すことなく、着実な実施を図ること。
- (2) 歳出予算は年間配当とする。
- (3) 補正の対象は、当初予算編成時において、肉付け予算として協議済のもの、国・県の制度改正等に伴うもの、災害復旧事業費など緊急性を有するもの等で、真にやむを得ないものに限ること。
- (4) 効率的で適正な予算執行を図るため、事前に関係各課等との十分な調整等を行い、執行にあたって支障のないよう対応すること。

### 2 歳入について

- (1) 各事業における特定財源の確保には万全を期すこと。また、新たな制度の検討・活用を行い、積極的に財源の確保及び増収を図ること。
- (2) 市税については、課税客体の的確な把握に努めること。また、納期内納付・滞納整理の促進を図り、徴収率向上に努めること。
- (3) 使用料については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、適正な料金改定を行うとともに施設の利用促進などにより増収を図ること。  
なお、使用料の減免については従来の慣習に捉われることなく適切な運用に努めること。
- (4) 国・県支出金については、積極的に国・県に要請し、所要額の確保を図ること。また、事業の進捗状況に応じた概算交付を受けるなど、適切かつ早期の収入確保に努めること。
- (5) 市債については、有利な地方債の活用を努めること。
- (6) 歳入全般について、予算計上額を確保することはもちろん、努めて増収を図ること。特に国・県支出金については収入を早期に確保する観点から積極的に概算交付制度を活用すること。

### 3 歳出について

- (1) 「平成27年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から、更に精査を加えた上で「年間執行計画」を策定するとともに、主要事業をはじめ予算計上した各事業の事業目的が十分に達成できるよう、適切な執行を図ること。
- (2) 事業の実施にあたっては、経済性、効率性の確保はもとより、あらゆる創意工夫により経費の節減に努めること。特に、施設の維持管理費や事務費などの物件費については、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、執行の段階で更に見直しを行うこと。
- (3) 普通建設事業費については、グレードを見直し、コストを精査して更なる削減等を図るとともに、「年間執行計画」に基づく進捗管理を行い、他の工事との関連、実施時期等を検討した上で、年度末に施工が集中することのないよう、計画的に実施すること。

なお、予算の効率的な執行と経済投資効果を図る観点から、早期発注が可能なものについては、前倒し執行に努めること。
- (4) 予算の執行を他の課等に委託している場合は、連絡調整を密にし、常に委託事業の進捗状況を的確に把握して、適切な執行が図れるよう協力・連携をすること。
- (5) 委託事業については、実施時期、費用対効果を再検証し、効率的に執行するよう努めること。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の創意工夫を生かす中で、歳入確保と経費節減の方策等について適宜協議し、適切な管理運営が行われるよう対応すること。
- (6) 各種団体等への補助金については、安易な事前交付をしないこと。特に団体運営費補助金については、年度当初に一括交付せず、適宜分割交付すること。
- (7) 補助金等の交付にあたっては、「別府市補助金等交付規則」及び「別府市補助金等交付指針」の規定に基づき、申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、要綱が制定されているものについては、その整合性等について十分精査し、公正かつ適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。また、「事業実績報告書」については、決算終了後1ヶ月以内に遅滞なく提出されるよう指導するとともに、報告に係る会計経理、効果等について

審査の必要があると認めるときは実地検査等を実施すること。

- (8) 非常勤嘱託職員等の雇用にあたっては、その都度、事務事業の内容を具体的に検討し、必要最小限の雇用に努めること。
- (9) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用、事務改善等により削減に努め、各課等に配分された予算の範囲内で執行すること。
- (10) 予定価格は契約締結の基本であり、契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、「公共サービス基本法」の趣旨（適正な労働条件の確保、契約時の役割分担、リスク分担等の明確化等）を踏まえ、「別府市契約事務規則」の規定に基づいた適正な設定に努めること。
- (11) 食糧費については、「要求書作成の手引き」の編成基準に沿って適正な執行に努めること。
- (12) 広告料については、広告媒体の発行部数及び基準単価を確認し、その目的及び費用対効果を勘案した上で適正な執行に努めること。
- (13) 市の外郭団体の予算執行についても本通達の主旨に準じた取扱いを行なうよう指導すること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により普通会計に加え、公営事業会計、第三セクターの負債を含め、財政運営の健全性が判断されることとから、第三セクター等については、常にその経営状況や運営体制等に留意し、必要に応じて指導、調整等を行うこと。

#### 4 特別会計について

- (1) 各特別会計については、的確な経営分析を行い、徹底した経費の削減や事業の合理化及び歳入の確保を図り、独立採算の原則のもと、一般会計からの繰入金の縮減に努めること。